

第 4 1 9 回 上山市 農業委員会 総会 議事録

1 期 日 令和 5 年 8 月 2 5 日 (金) 午後 1 時 3 0 分開会

2 場 所 市役所 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室

3 出席委員 1 4 人

1 番 井上隆市委員

2 番 江口勘四郎委員

3 番 尾形智代委員

4 番 上妻一実委員

6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員

~~8 番 富田憲一委員~~

9 番 山川光照委員

1 0 番 奈良崎洋一委員

1 1 番 長沼健司委員

1 2 番 松田陽一委員

1 3 番 鈴木萬四郎委員

1 4 番 後藤敏秀委員

1 5 番 原田広幸委員

1 6 番 木村辰也委員

出席推進委員 9 人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員 8 番 富田憲一委員

5 議事日程

日程 1 諸般の報告

日程 2 議事録署名委員の指名

日程 3 議 第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程 4 議 第 2 号 第 4 8 5 回農用地利用集積計画 (利用権設定) について

日程 5 議 第 3 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

日程 6 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について

日程 7 報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による通知書の受理について

日程 8 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程 9 報告第 4 号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

| | |
|------------|---|
| 議長 (会長) | <p>定刻になりましたので、8月17日に告示になりました、第419回上山市農業委員会総会を開会します。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。</p> |
| 議長 | <p>日程1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。事務局長。</p> |
| 事務局長 | <p>諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年8月17日、上山市農業委員会告示第9号により、令和5年8月25日、第419回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。</p> <p>第2、出席告知について、令和5年8月18日付け農委第191号をもって、第419回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。</p> <p>第3、総会資料の配付について、第419回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。</p> <p>第4、総会出席委員数について、委員定数15人、現在出席委員14人となっております。なお、8番、富田憲一委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が9人出席しております。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、3番、尾形智代委員、10番、奈良崎洋一委員を指名いたします。</p> |
| 議長 | <p>日程3、議第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。</p> |
| 事務局長 | <p>議第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。</p> <p>整理番号1について説明いたします。譲渡人は三上在住の〇〇氏、無職、譲受人は長清水一丁目在住の〇〇氏、会社役員であります。譲受人は、経営を法人化しセリを生産しており、これまでは申請地とは</p> |

別の場所に小型トラックで集荷に来てもらっていましたが、来年度からトラックドライバーの時間外労働時間に上限規制が適用されることから、今後は大型トラックでの出荷が見込まれるため、申請地に冷蔵施設及び大型トラックに対応した出荷場を整備するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第485回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第485回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の畑3筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第485回農用地利用集積計画の利用権設定の整理番号1については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について議題といたします。本件は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、市長より農業委員会の意見を求められています。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明いたしますので、別冊の議案書及び説明資料をご覧ください。

本件については、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条で「市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない」と規定されていることから、令和5年8月18日付け農第251号で、市長より農業委員会の意見を求められています。

変更内容等の詳細につきましては、所管課である農林夢づくり課より説明いたします。

井上副主幹 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明いたします。

《井上副主幹詳細説明》

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

鈴木委員 3ページ(2)の(イ)、5割以上目標について詳しく説明してほしい

い。

井上副主幹

3ページの(イ)のこちらは認定新規就農者などの認定の基準となります。新規就農者の現状と育成や、新規就農者の農業経営における労働時間、農業所得の目標数値ということで認定農業者の労働時間1,900時間はそのまま、年間所得が就農したばかりの方につきましては年間400万円の約半分の200万を目標として計画を作っていたいただき、認定新規になるという目標の目安になります。

議長

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、妥当と認め市長に対し異議なしと意見を提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、市長に対し異議なしと意見を提出することに決しました。

議長

日程6、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長

報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の3ページをお開きください。なお、4ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。3件の届出がございました。

整理番号1について説明いたします。譲渡人は長清水一丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は山形市在住の〇〇氏、会社員です。長清水一丁目地内の畑1筆について、賃貸アパートを建築するため転用するので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は金生西二丁目在住の〇〇氏、会社員、譲受人は金生西三丁目在住の〇〇氏、公務員及び〇〇氏、公務員です。金生西二丁目地内の畑1筆について、住宅を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は新町一丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は四ツ谷一丁目在住の〇〇氏、会社員です。弁天一丁目地内の畑2筆について、住宅を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の5ページをお開きください。1件の届出がございました。

整理番号1について説明いたします。貸し人は権現堂在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターであります。権現堂地内の畑1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。7件の届出がございました。

いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号5及び6については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。2件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。申請人は栄町二丁目在住の〇〇氏であります。三上地内の畑1筆について申請があったものです。昭和54年に居宅を建築し、現在まで利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失

| | |
|------|--|
| | <p>って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号2について説明いたします。申請人は河崎三丁目在住の〇〇氏であります。河崎二丁目地内の田4筆について申請があったものです。昭和60年に区画整理事業の残土埋設場所として提供後、駐車場として現在まで利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>発言なしと認めます。</p> <p>最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。</p> <p>以上をもって、本総会の日程は全部終了いたしました。</p> |

(終了時刻 午後2時1分)

議事録署名委員

議事録署名委員